

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年8月20日
軽 米 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				高家及び下田地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	高家地域資源保全隊
○				岩崎地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	岩崎地域資源保全隊
○				車門地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	車門地域資源保全隊
○				増子内地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	増子内地域資源保全隊
○				和井田地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	和井田地域資源保全隊
○				上円子地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	上円子資源保全会
○				下平地域	無	令和元年度 ～ 令和 6 年度	下平地域資源保全会
○				蛇口地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	新蛇口地域資源保全会
○				大清水地域	無	令和 6 年度 ～ 令和10年度	大清水地域資源保全会
○				下円子上地域	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	下円子上地域資源保全会
○				小軽米地域	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	小軽米地域資源保全会
○				山口地域	無	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度	山口地域資源保全会